

笹川保健財団 事業部（地域保健）の業務について

【概要】

「看護師が社会を変える」を掲げ、地域保健分野における人材育成や普及啓発を通じて、笹川保健財団の目的※を達成する公益事業を推進する業務。

事業に要する予算の大半は、（公財）日本財団からの助成金によるもので、主に以下のような業務になります。

※笹川保健財団定款の第3条、第4条を参照。

【業務内容】

1. 地域保健事業の運営・管理

事業の企画から運営、進捗の管理まで一貫して携わり、財団の公益目的を具体的な形にする。

- ・地域保健に関連する事業の企画・立案、運営、進捗管理
- ・事業関連経費の管理および内部での各種手続き
- ・助成事業の支援先選定、審査、進捗フォロー、評価

2. 関係者との連携・コミュニケーション

助成金の支出先や事業の関係者などと連携しながら業務を進める。

- ・助成先、外部専門家、関係機関等との会議準備、出席
- ・必要に応じて、関連資料の作成や現地への出張
- ・会議・セミナー等の準備、議事録やメモの作成

3. 啓発活動や広報業務

事業や地域保健分野に関する情報の効果的な発信を行う。

- ・ホームページ更新や、メールマガジンの作成、配信
- ・地域保健に関する情報発信や普及啓発活動のサポート
- ・研究データの収集・分析、学会発表用の資料作成補助

4. 経費管理・事務手続き

- ・事業実施の稟議書作成、要した費用の経費精算、支出見込みの把握
- ・事業計画・予算の作成、事業報告・収支報告の作成、監査への対応
- ・書類整理、データ入力、発送業務など

5. 業務上使用する主なシステムなど

- ・Web会議システム：Zoom、Google Meet
- ・業務支援ツール：Salesforce（稟議システム、勤怠管理、経費精算）Google Workspace：メール、カレンダー、スプレッドシート、フォームなど

6. その他業務

- ・役員業務の補助：日程調整、アポイント設定、出張準備、経費精算

【現在及び今後予定している主な事業】

1. 起業家育成研修事業

訪問看護事業所開業希望者（看護師）を対象に、起業家としての知識だけでなく、覚悟・責任感・マインドを養う研修事業。これまで、2014～2020年度に8カ月間の集中講義研修を実施（108名が修了）。2023年度、2024年度は試験的に集中講義及び既開業者事務所でのOJT研修を開始（4名修了。）2025年度からは、8か月間の集中講義方式による研修を再開する予定。

研修修了者は、30都道府県179事業（看多機8か所を含む）を展開している。

期間：2025年6月～2026年1月までの8か月間

場所：笹川保健財団（東京・港区）事務所での研修のほか、地域での研修も予定。

内容：専門家による講義 約180コマ（90分/コマ）予定

参考：https://www.shf.or.jp/other_activities/nursing_entrepreneurship_training/

2. 日本財団在宅看護センターネットワーク※への支援事業

※上記の研修修了後に開業した事業所を「日本財団在宅看護センター」と呼称。これらの連携グループをネットワーク（NW）としている。）

○NW事業所に関する情報収集

年に1回、各事業所に関する情報（従業員数、訪問回数、実績等）を収集、集計、分析する。

参考：https://www.shf.or.jp/community_health/home_nursing_center/

○NW拡充支援

支所、サテライト、看多機等開設などの事業拡充に対し、申請に基づき支援する。

○在宅看護センター事業所のスタッフによる事例報告会（ランチミーティング）

隔週火曜日の12:20～12:50の30分間/Zoomオンラインにて実施。日常業務での体験や疑問点などを発表し、参加者で議論する場としている。研修修了者だけでなく、各事業所のスタッフによる発表も奨励し、発表者には少額の手当てを渡すことで、NWで働く人材を広く育成する目的もある。

○核種学会等への参加（主にNW事業の実績を発表）

日本在宅医療連合学会大会（毎年財団がスポンサーシップを開催）、日本看護管理学会学術集会など。開業者の発表に関する手続、交通費の支援など。

○海外研修

NW 事業所の開業者・スタッフを対象にした海外研修を年 2 回（5 月、10 月）実施。1
これまで、北欧（フィンランドを中心に、デンマーク、スウェーデン）を訪問先として、
高齢者福祉施設、ネウボラ、シェルター、終末期施設等を視察。毎回 10 名程度参加。

参考：<https://www.shf.or.jp/information/23838>

3. その他、地域保健に関する事業

○公開講座

一般向けに、地域保健・在宅看護に関わる外部専門講師による公開講座を実施。（オンラ
イン実施）一定のテーマを設け、そのテーマに関する講義を 4～5 回連続で開催。

最近のテーマ：「認知症と在宅看護」、「在宅看護と緩和ケア」、「共に老いる中で「死」
をどう考えるか～ケアを受ける人も担う人も～」

参考：<https://www.shf.or.jp/information/23658>

○ささかわ未来塾

医療・保健分野の大学生（院生含む）を対象とした「ささかわ未来塾 九州スタディッ
アール」を、8 月下旬の 5 日間実施している。内容は、地域保健の専門家等による講義と史
跡等の見学。過去 2 回は長崎にて実施。10～20 名程度の参加者。

参考：<https://www.shf.or.jp/information/24867>

○在宅看護に係る冊子制作

一般向け小冊子「なぜ、今、在宅看護か？」→現在、内容を改訂して新規作成の作業中。

4. 研究助成事業

○研究助成

保健医療・福祉関係事業従事者を対象に、地域医療・在宅医療・看護に関する先駆的・
独創的研究への助成を行っている。概ね 10 件（上限 150 万円/件）で、2024 年度は応募
74 件を審査し、10 件を採択した。

参考：https://www.shf.or.jp/grants/research_grant/

○助成報告会

上記の研究者によるネットワーク構築及び交流を図るための助成報告会を例年 11 月頃
に開催している。（参加者は、基本的に前年度研究採択者及びその関係者で、15～20 名程
度で実施。）

【参考：笹川保健財団 定款（抜粋）】

（目的）

第 3 条 この法人は、「世界は一家、人類はみな兄弟姉妹」の理念に基づき、世界の安寧と人

類の福祉を希求し、個々人の健康寿命の延長と、身体的病苦のみならず、社会的、精神的、スピリチュアルな健康問題の解消を目指し、世界で最も苦難を強いられてきたハンセン病患者をはじめとして、すべての人々の保健の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)保健の向上に関する広報啓発活動
- (2)保健の向上に関する人材育成
- (3)保健の向上に関する社会的、経済的自立の支援
- (4)保健の向上に関する国際的相互理解・協力の促進
- (5)保健の向上に関する企画開発、調査研究・助成
- (6)その他この法人の目的を達成させるために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。